予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

【受託業務勘定】

1.　第2条の規定による債務負担行為の限度額は、

終末処理場等の建設事業	216,258,330,000 円
特定下水道工事にかかる事業	170,000,000 円
技術援助事業	4,300,000,000 円
維持管理事業	2,888,326,000 円
物品の借り入れ又は役務の提供	916,000,000 円

であるが、債務負担行為に係る契約額は、

終末処理場等の建設事業	183,005,865,000 円
特定下水道工事にかかる事業	73,224,000 円
技術援助事業	535,788,000 円
維持管理事業	0 円
物品の借り入れ又は役務の提供	201,719,510 円

である。

2.　第3条の規定による予算の流用及び予備費の使用は行わなかった。

3.　第4条の規定による予算の繰越は行わなかった。

4.　第5条の規定による短期借入金の限度額は全体で　1,400,000,000 円
であるが、借入は行わなかった。

5.　第6条の規定による経費増額は　1,023,235,000 円
である。

【一般業務勘定】

1.　第2条の規定による債務負担行為の限度額は、

物品の借り入れ又は役務の提供	145,000,000 円

であるが、債務負担行為に係る契約額は、

物品の借り入れ又は役務の提供	0 円

である。

2.　第3条の規定による予算の流用及び予備費の使用は行わなかった。

3.　第4条の規定による予算の繰越は行わなかった。

4.　第5条の規定による短期借入金の限度額は全体で　1,400,000,000 円
であるが、借入は行わなかった。

5.　第6条の規定による経費増額は行わなかった。